第7回延岡市農業委員会会議録

(令和6年1月26日)

- 1. 開催日時 令和6年1月26日(金)午前9時30分から
- 2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
- 3. 出席委員 18名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐壽德	2	佐藤 純子	3	花 畑 志良一
4		5	菊 池 光 雄	6	小 西 吉 寿
7	中村 みえ	8	須藤 寛之	9	貫 藍
10	松下康廣	11	小野 有紗	12	遠田 祐星
13	髙 橋 利喜哉	14	緒方 武彦	15	牧野博文
16	安藤 重德	17	甲斐 亜季	18	松田宗史
19	矢野 光一				

- 4. 欠席委員 1 名
- 5. 出席 農地利用最適化推進委員 18 名

出席委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	甲斐 孝	2		3	久 富 喜 良
4	吉 田 嘉	5	松田純二	6	黒田啓睦
7	佐 藤 隆美	8		9	酒 井 渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	山内 憲次
13	岩 切 伸 行	14	甲 斐 正太郎	15	甲斐詳三
16	甲 斐 一太郎	17	田口 誠	18	松 原 学
19		20		21	甲斐昭浩
22		23	岩 佐 美 基		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案 第 21 号 農地法第3条 使用貸借権の設定について

議案 第 22 号 農地法第3条 所有権の移転について

議案 第 23 号 農地法第4条の許可申請について

議案 第 24 号 農地法第5条の許可申請について

報告 第 24 号 農地法第5条の届出について

報告 第 25 号 農地法第18条第6項の通知について

報告 第 26 号 農地法第3条の3第1項の届出について

協議 第 10 号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	工藤敬洋	局長補佐兼 農 地 係 長	佐藤友美	農政係長	菊 池 麻里子
農地係主 査	甲斐正紀	農 地 係 主任主事	清 田 則 生	農 政 係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課専門主事	梅田勝徳		

8. 会議の概要

事 務 局

長

定刻となりましたので、会長お願い致します。

会

皆さん、おはようございます。それでは、ただ今から第7回 延岡市農業委員会総会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。

事 務 局

はい。本日は委員総数19名中18名の出席でございます。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。

議長

本日の議事録署名委員は、委員番号7番 中村みえ委員と委員番号13番 高橋利喜 哉委員のお二人にお願いしたいと思います。

本日の予定ですが、議案第21号 農地法第3条 使用貸借権の設定についてから議案第24号 農地法第5条の許可申請についてまでの議案4件、報告案件3件、協議案件1件となっています。

なお、今回の、農地利用最適化推進委員の活動報告につきましては、松田純二推進 委員と、甲斐詳三推進委員のお二人にお願いしたいと思います。後ほど報告をお願い します。

また、総会終了後には、農業関係事業の研修を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第21号 農地法第3条 使用貸借権の設定について提案致します。 整理番号1番について、委員番号18番 松田宗史委員より説明をお願い致します。

松田(宗)委 員

) 委員番号 18 番 松田です。整理番号 1 番について説明致します。農地の所在は貝の 員 畑町、畑1筆で面積は 868 ㎡です。貸人は細見町在住、借人は舞野町在住の方です。理 由は経営規模拡大です。

1月24日、私、酒井渡推進委員、借人とで現地調査を致しました。借人は田畑合わせて1町程耕作している人です。ここは毎年、水あがりするような場所で誰も耕作したがらないようなところで彼は今、一生懸命畑を作っています。何ら問題ないと思いますので皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。

事 務 局

はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、松田委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長

ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

何かございませんか。

委員異議なし。

議 長 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。

委 員 (挙手)

議 長 ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。

続きまして、議案第22号 農地法第3条 所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、委員番号2番、佐藤純子委員より説明をお願い致します。

佐藤委員

委員番号2番 佐藤です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は松山町、田2筆で面積は計1,185 ㎡です。譲渡人は恒富町在住、譲受人は松山町在住で、譲受人は譲渡人の甥にあたります。理由は贈与です。

1月20日、譲受人と現地調査を致しました。申請地は元々田を埋め立てた土地で、草刈はしていましたが何も耕作されていませんでした。譲渡人が高齢で松山町の農地まで出かけていくのが大変になったということで、甥に贈与することになりました。譲受人は今後、畑で色々な作物を作ると言っていました。地域との調和要件に問題は無いと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

次に、整理番号2番について、委員番号6番 小西吉寿委員より説明をお願い致します。

小西委員

委員番号6番 小西です。整理番号2番について説明致します。農地の所在は北浦町市振、畑1筆で497㎡です。譲渡人、譲受人共に北浦町市振在住の方です。理由は経営規模拡大です。譲受人は申請地でサツマイモ等作ってみたいということです。昨年12月に事務局が現地調査に行った時は草が生い茂っており木や発泡スチロール、物干し台等も散乱していて、許可できない状況でした。

1月5日、松原推進委員、事務局と再度現地確認に行きました。その時にはきれいに撤去されていて畑になっておりました。地域との調和要件も問題なく、何も問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

次に、整理番号3番、4番について、委員番号11番、小野有紗委員より説明をお願い致します。

小野委員

委員番号11番、小野です。整理番号3番と4番について説明致します。まず3番について説明致します。農地の所在は北川町川内名、畑4筆で面積は計774㎡です。譲渡人は大分県在住、譲受人は北川町川内名在住の方です。理由は経営規模拡大です。譲渡人は今後帰ってくる予定もないので管理もできず、地元にいる譲受人が購入して管理することになりました。

1月20日、私、甲斐昭浩推進委員、譲受人の3名で現地確認を致しました。譲受人は申請地で野菜を作ったり果樹を育てたりする計画です。地域との調和要件など特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い致します。

次に整理番号4番について説明致します。農地の所在は北川町川内名、畑1筆で面積は13 ㎡です。譲渡人、譲受人ともに北川町長井在住の方です。親から子への贈与になります。

1月21日私、甲斐昭浩推進委員、譲受人の3名で現地確認を致しました。譲受人は 以前からこの農地を管理しているので、今後もしっかりと管理していくとのことです。 地域との調和要件など特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願い 致します。

議 長

次に、整理番号5番から7番について、委員番号13番 高橋利喜哉委員より説明を お願い致します。

髙橋委員

委員番号13番、髙橋です。整理番号5番から7番について説明致します。まず5番です。農地の所在は石田町、田1筆で面積は1,011㎡です。譲渡人は松山町在住、譲受人は石田町在住です。この案件は沖田は場整備関連での交換で整理番号8番との交換になります。

1月20日、私、山内憲次推進委員、譲受人の3名で現地確認を致しました。譲渡人の方から土地改良区を通じて譲受人に話があり、両者の思惑が一致してまとまった話のようです。調査したところ何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

次は6番について説明致します。沖田町の田3筆、塩浜町の畑1筆、合わせて2,852 m²です。譲渡人、譲受人ともに平原町在住の方です。理由は経営規模拡大です。

1月20日、私、山内憲次推進委員、譲受人の3人で現地調査を致しました。畑には タマネギを植えていました。今後とも畑には野菜、田には水稲を作るということです。 譲渡人から是非、申請地を買ってくれないかという話があり、今回の申請に至ったそ うです。調査したところ何も問題無いと思われます。皆様、ご審議を宜しくお願い致 します。

最後に整理番号7番について説明致します。農地の所在は片田町、田1筆で面積は 1,018 ㎡です。譲渡人は三須町在住、譲受人は平原町在住の方です。これも沖田は場整 備の関連で、整理番号12番と交換になります。

1月20日、私、山内憲次推進委員、譲受人の3人の立ち会いで現地調査を致しました。譲受人がもっと自宅近くの田はないか探したところ、今回の交換に至ったようです。調査したところ何ら問題ないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

次に、整理番号8番から12番について、委員番号15番、牧野博文委員より説明を お願い致します。

牧野委員

委員番号15番、牧野です。整理番号8番から12番について説明を致します。まず8番について説明致します。農地の所在は小野町、田1筆で面積は1,018㎡です。譲渡人は石田町在住、譲受人は松山町在住の方です。これも沖田ほ場整備関連で、整理番号5番との交換です。沖田は場整備は1区と2区で工事が違うので、交換することでお互い同じ地域で田の管理ができるということで交換が進んだ案件です。

1月19日、私、甲斐秀雄推進委員、譲受人で現地調査を致しました。現在も水田として使われており、交換後も水田として使われるとのことなので、地域との調和要件など何ら問題ないと思います。

続きまして9番について説明致します。所在は小野町、田4筆で面積は3,007 ㎡です。譲渡人は古城町在住、譲受人は三須町在住の方です。譲渡人は高齢で全ての財産を処分したいということで、親戚である譲受人に買ってもらうことになったようです。4筆とも基本的に田として利用するということで、地域との調和要件など何ら問題ないと思います。

次は10番について説明致します。所在は三須町の田2筆、畑1筆で、合計で618㎡です。譲渡人は古城町在住、譲受人は三須町在住です。この案件は譲渡人が9番案件と同じで、譲受人も9番案件の譲受人の子になります。

9番、10番については1月19日、私、譲受人、甲斐秀雄推進委員で現地調査を致しました。9番、10番とも地域との調和要件など何ら問題ないと思います。

次に11番案件について説明致します。所在は小野町、田1筆で面積は1,018㎡です。 す。譲渡人、譲受人ともに小野町在住で、理由は経営規模拡大です。譲受人は既に申 請地を水田として利用しています。

1月20日、譲受人、私、甲斐秀雄推進委員で現地調査を致しました。今後も水田として管理していくということで、何ら問題ないと思います。

次に整理番号12番について説明致します。所在は小野町、田1筆で地積は1,018 m²です。譲渡人は平原町在住、譲受人は三須町在住の方です。

1月20日、譲受人、私、甲斐秀雄推進委員で現地調査を致しました。この申請も沖田は場整備で1区、2区に、お互い工事後に1反ずつ残るので、交換することによって集積できるという理由での申請です。7番案件との交換です。換地後も水田として利用していくとのことです。何ら問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長、次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。

事 務 局

はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配付しています農地法第3条調査書をご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第5号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第6号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事なので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議 長 ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問 はございませんか。

何かございませんか。

委員番号19番、矢野委員。

矢 野 委 員

はい、委員番号19番、矢野です。整理番号9番10番について事務局にお伺いしま す。牧野委員からも説明がありました通り、9番10番の譲受人が親子ということです が、議案の経営状況の欄には親子で半々にした面積を記載しているのでしょうか。そ れとも両方で共有する面積をそのまま記載しているのでしょうか。

事 務 局

この親子の農地台帳は1つの世帯で登録されています。1つの経営体の中で労力人 が親と子の2人ということで、9番10番とも経営状況は合計面積で記載しております。

矢 野 委 員

わかりました。ありがとうございます。

議 長 他にありませんか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。

委 員

(挙手)

議 長 ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。

続きまして、議案第23号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案 件は県に進達する分です。

それでは、整理番号1番について、委員番号10番 松下康廣委員より説明をお願い 致します。

松下委員

委員番号10番、松下です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は島浦 町、畑2筆で地積は合計 79 m²です。申請人は宮崎市佐土原町在住の方、申請理由は宅 地の一部で追認申請です。申請地は島之浦小学校跡地の南側に位置しています。現地 は昭和63年頃に住宅が建ち、宅地の一部として転用されています。相続により地目が 畑であることが判明し、追認申請となりました。

この申請地は既に転用申請相談があがっており、昨年10月25日、今回の申請地近 くを現地確認した際に説明を聞いていましたので、今回は農業委員と推進委員は現地 調査に立ち会っておりません。

1月23日、県担当者、事務局、申請者代理人、合計4人で現地調査したとのことで す。周囲は住宅が建ち並び、追認ということで始末書も提出済みです。周辺に農地も 無く、環境への影響も問題ありません。特に問題ないと思います。皆様のご審議をよ ろしくお願い致します。

議 長

次に、整理番号2番について、甲斐正太郎推進委員より説明をお願い致します。

甲斐(正)

推進委員の甲斐です。整理番号2番について説明致します。所在は北方町南久保山、 推 進 委 員 田2筆で面積は1,947 m²です。申請人は北方町南久保山在住の方です。

> 1月23日、県担当者、事務局、私、申請人とで現地調査致しました。申請地は山と 山の谷間にある日当たりも眺めも悪い場所で、以前から耕作はされていなかったよう です。周りの山林も最近植林されたばかりで、申請地にも杉を植えて植林して今後管

理していきたいとのことでした。周辺には農地も無く何ら問題ないと判断致しました。 皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議 長

次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。

事 務 局

はい。農地区分につきまして説明致します。

整理番号1番につきましては、島浦町の港湾沿いにある、10ha 未満の生産性の低い第2種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、日常生活上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。

また、一般基準につきましては、既に一般住宅及び宅地の一部として転用済となっている追認申請であり、始末書なども提出されております。資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。

整理番号2番につきましては、昨年7月の農業委員会総会において、農振農用地の除外について協議し承認した案件になります。狭隘な谷間に存する生産性の低い第2種農地となります。業務上必要な施設として立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長

ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

何かございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。

続きまして、議案第24号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号18番 松田宗史委員より説明をお願い致します。

松田 (宗) 委 員 委員番号 18 番、松田です。整理番号 1 番について説明致します。所在は舞野町、畑 1 筆で面積は 394 ㎡です。譲渡人が甥である譲受人に使用貸借するための申請です。

1月23日、私は行けなかったのですが、松田成歳推進委員、県担当者、事務局、譲受人で現地調査を致しました。地図をみてもらうとわかる通り、周囲は全部畑です。まわりに影響のないように擁壁をついて家を建てるということです。左側の道路に排水が通っているので、排水はそこに流すということです。24日に私も現地に行って何ら問題ないことを確認致しました。皆様のご審議をよろしくお願い致します。

議長

次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。

事 務 局

はい。農地区分につきまして説明致します。

整理番号1番につきましては、周辺に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、申請地周辺には家屋が連なっていることから、

日常生活上必要な施設として集落接続の例外規定に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。

また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積も妥当であり、周辺農地に係る営農条件への支障はなく許可相当と判断致しました。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議 長

ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。

何かございませんか。

委 員

異議なし。

議長

異議なしという事なので、この許可申請につきましては県に進達致します。

以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。

事 務 局

それでは、事務局より報告事項について説明致します。はじめに報告第24号、農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書に記載しておりますが、2件の届出があり、田が0筆、畑が2筆の754㎡、計2筆の754㎡の転用となっております。

次に、報告第25号、農地法第18条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。

議案書に記載しております6件の届出があり、田が8筆の5,411 m、畑が0筆、計8筆の5,411 mの合意解約となっています。

次に、報告第26号、農地法第3条の3第1項の届出について説明いたします。この報告は相続等により農地の権利を取得したものです。

議案書をご覧ください。今回 12 件の届出があり、田が 37 筆の 21,641 ㎡、畑が 44 筆の 13,004 ㎡、計 81 筆の 34,645 ㎡となっています。

なお、内容につきましては議案書に記載したとおりですが、現況が農地以外となっている土地につきましては不受理とし、文書等で指導していきたいと考えております。

議 長

ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。

無いようなので報告を終わります。

次に協議第10号 農用地利用集積等促進計画(案)について、事務局よりご説明を お願い致します。

事 務 局

こちらは、中間管理権の設定分についての集積等促進計画となります。

議案書の24ページから27ページになりますが、

まず、整理番号1番が東延岡地区、

次に、整理番号2番から9番が下祝子地区

次に、整理番号10番から17番が伊形地区、

次に、整理番号18番から43番が南浦地区での促進計画となっております。

次に、議案書28ページが耕作者変更の促進計画となっております。 整理番号1番が東延岡地区

整理番号2番が沖田地区での促進計画となっております。

今回の促進計画では、27ページの表下にあるとおり23人の出し手から43筆、32,668㎡の農地を個人4人及び2法人に配分しますとともに、耕作者変更については28ページの表下にあるとおり2人の出し手から2筆、1,963㎡の農地を個人2人に配分する計画となっております。

以上で説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。

質問も無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。

次に、農地利用最適化推進委員の皆様からの担当地区の活動報告についてです。 先ずは、松田純二推進委員からお願いします。

松田(純)推進委員

推進委員第5地区の松田です。担当地区は祝子川沿いで下流から、夏田、尾崎、祝子、佐野、鹿狩瀬、大野、妙、桑平、宮長の9地区です。一番上流の宮長地区においては、段々の水田となっており耕作しづらい地形となっています。4年ほど前は3人ほどが作付けをしていましたが、現在は1人になっています。原因としては皆さん高齢になり止められたようです。現在耕作をしている方も66歳で持病があり、いつ止めてもおかしくない状況です。お子さんもいますが農業をする気はないようです。他の地区からの入作者を考えてみましたが、条件が悪いため不可能だと思われます。

次に、桑平、妙、大野、鹿狩瀬の4地区については、このうち鹿狩瀬は2年ほど前に人・農地プランを立ち上げ、計画を進めていましたが、途中で地域計画に変わって、現在、大野、妙、桑平を含めて4地区で地域計画を協議中です。鹿狩瀬地区の耕作状況ですが、他の地区からの入作者を入れて農地を守っている状況で、山手の作りづらい農地は、多少、耕作放棄地になっているところもあるようです。

次に、佐野地区ですが、3.3haの水田がありまして、地元の人が3名で1haほどを耕作しており、その他は入作者に耕作をしてもらっている状況です。

次に、祝子、尾崎、夏田の3地区ですが、この地区は約52haの水田を有しています。この地区の問題点としては、イノシシ、シカの獣被害が挙げられます。この地区は、水田の間に生活道路がたくさんあり、道路を塞がないように電気柵を張っています。水田だけを囲うように張ると、狭い道路では、水田の両側に柵を張ることになり、農地への出入りが今の大型機械では難しくなります。また、イノシシやシカの出入りする山側だけを張ろうとすると市からの補助金を受けることができません。そのためこの地区で何かよい方法はないか考えているところです。農地の状況ですが、現在、水田においては耕作放棄されている農地はほとんどありません。しかし、耕作者に聞くと「あと数年しかできない。」とか言われ、この先、受け手がいない時には、入作者に頼るしかないのかなと思われます。

最後に、私の担当している9地区の最大の課題は人手不足です。担い手と言って も、現在の担い手の方は60歳過ぎで、地域計画で10年先の地図を描きなさいと言 われても、10 年先が全く見通せない状況なので、人手不足が一番の問題かなと思っています。

以上です。

議 長

ありがとうございました。只今の松田純二推進委員からの報告について、何か質問等はないでしょうか。

はい、松原委員。

松原推進委員

うちと同じような問題を抱えています。山側にネットを張って、手前はアクセス し易いようにしたいが、山側だけを張るというのはダメなんですよね。 杓子定規に 全部囲まないとできませんというのは、現場と違和感があると思っている。 そこを どうしたら解決できるか、よい知恵があったら教えてほしい。

人手不足対策ですが、学生等を引っ張り込むようなアイデアはないか。全国的に 見ると、公民館や廃校を学生に貸して、そこに夏休みや春休みに住んでもらい、そ こに若者がいるだけで、地域の高齢者が元気になっているという取り組みがある。 そのようなアイデアはないでしょうか。

議長

今、獣害対策の柵について、補助金が出ない場合があるという話でしたが、ここでは結論がでないので、林務課等と話を進めていくべきかなあと思っている。 その他、ないでしょうか。

委員 ありません。

議 長

はい、ないようですので、次に甲斐詳三推進委員からの担当地区の活動報告を お願いします。

甲斐(詳)推進委員

北方の15地区を担当している甲斐です。15地区は曽木川沿いに集落が点在し、 うそ越、藤の木、板下、板上、二股の大きく5つの地区を緒方委員と2人で担当し ています。

この地域は山間地でまとまった平地が少なく、傾斜のある棚田が多くあります。 日頃の活動は、見回り活動を中心に活動していますが、範囲が広くて、山沿いに入りこんだ農地は隅々まで目が行き届かず苦労しています。また、知人の遊休農地を借りて、草刈りをして、牧草や牛舎の下敷きとして利用し、できるだけ遊休農地が非農地化しないようにしています。

現在、就農している人は60歳から70歳代の比較的年配の方が大半で、今後のことを考えると、更に遊休農地が増えるのではないかと心配しています。私が住んでいる藤の木地区でも去年の年末に、中山間地域等直接支払事業の加入者で協議を行いました。その中で、今後どのように継続していくか話合いをしましたが、次の世代に繋ぐ後継者や担い手が不透明で、結論はでませんでした。

今、地域計画について、どう進めていくか議論していますが、私たちのような中 山間地帯では、市内の中心部より農地の条件が悪く、今後農地を誰が守っていくか が最大の課題です。そのためには日頃から家族間や地域の人たちと話合いを重ねて いくことが大切だと思っています。

最後に、現在特に、肥料、農業用資材等が高騰している中、国や行政機関等の更なる支援をお願いします。

以上です。

議長りありがとうございました。只今、甲斐詳三推進委員からの報告がありましたが、

			何か質問はありませんか。
			(質問等なし)
議		長	
			推進委員も今後の活動の参考とし、活動に活かしていただけたらと考えております。
			・。 また、来月の活動報告は、横山博章推進委員と池内米生推進委員となっており
			ますので、よろしくお願いします。
			では、その他となっております。事務局より連絡事項についてお願い致します。
事	務	局	(事務局より説明)
議		長	 以上を持ちまして第7回、延岡市農業委員会総会のすべてを終了致します。

	<u> </u>	
	7 衤	会
	番_	長
	ı	
	中	甲
	村	3.7
	•	rit.
	み	達 耐
训喜	え	德
		_